

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「(仮称)輝北風力発電事業Ⅰ更新計画 環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和4年7月15日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)輝北風力発電事業Ⅰ更新計画 環境影響評価準備書」について、株式会社ユーラスエネルギーホールディングスに対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、鹿児島県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 鹿児島県鹿屋市、垂水市及び霧島市
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出 力 : 最大20,800kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成30年 6月29日
環境大臣意見受理	平成30年 9月14日
経済産業大臣意見発出	平成30年 9月26日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 元年 6月12日
住民意見の概要等受理	令和 元年 8月15日
鹿児島県知事意見受理	令和 元年11月15日
経済産業大臣勧告発出	令和 元年12月 2日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 3年10月27日
住民意見の概要等受理	令和 3年12月28日
鹿児島県知事意見受理	令和 4年 4月27日
環境大臣意見受理	令和 4年 5月12日
経済産業大臣勧告発出	令和 4年 7月15日

問合せ先:電力安全課 長尾、野田
電 話:03-3501-1742(直通)

1. 総論

(1) 工事計画の見直しについて

本事業の工事計画は、風力発電設備及び工事用道路（以下「風力発電設備等」と言う。）の設置により土地の改変が行われ、当該改変区域の多くを切土で造成するため、発生する残土の処理のために土捨て場を設置し、土地の改変が行われることとなっている。また、対象事業実施区域は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく水源かん養保安林に指定されており、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づき国内希少野生動植物種に指定されている希少猛禽類であるクマタカの複数のペアの高利用域となっている。

このため、風車敷、道路等について、設置場所、設計及び工法に関して更なる検討を行い、切土量及び盛土量を可能な限り抑制するとともに土地の改変を最小限に抑えること。やむを得ず残土が生ずる場合には、まず、既存の残土処理施設で適切に処理することを検討し、土捨て場の設置については、専門家等からの助言に基づき盛土の安定性を確保できる場所及び工法を選択すること。

また、改変区域の大幅な変更がある場合には、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講ずることにより、水環境及び動植物の生息・生育環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 事後調査等について

上記の措置を講ずることを前提として、事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

ア 専門家等の指導・助言を踏まえ、工事の実施時及び風力発電設備の稼働時におけるクマタカの生息状況調査等を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 事後調査や環境保全措置に位置づけられている環境監視等を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

ウ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュール及び方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点や、その対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。

エ 事後調査や環境保全措置に位置づけられている環境監視等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて、講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表す

ること。

2. 各論

(1) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、クマタカの複数のペアによる営巣をはじめ、希少猛禽類等の生息及び繁殖が確認されている。一方で、クマタカの行動圏を設定せずに行動圏の内部構造である高利用域及び営巣中心域を設定していることや、営巣適地として整理された区域と実際の営巣地の位置に乖離があることから、適切に行動圏の内部構造や営巣適地を解析しているとは言い難い。このため、本事業の実施による重要な鳥類への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 営巣地が確認されていないクマタカのペアについて、営巣地確認調査を再度実施し、その結果や専門家等の助言を踏まえ、適切な環境保全措置を検討すること。

イ クマタカのペアごとに、上記アの営巣地確認調査の結果を踏まえて、行動圏を設定した後に、高利用域及び高利用域内の好適採食地等の行動圏の内部構造や営巣適地の解析等を再度実施し、専門家等の助言を踏まえ、高利用域内の好適採食地の改変を回避又は極力低減するとともに、営巣地と高利用域内の好適採食地の間の主要な飛行ルート上への風力発電設備の設置を極力回避すること。

ウ クマタカの営巣中心域における騒音を伴う簡易な作業、高利用域における風車敷、道路等の建設、大規模な森林伐採や土捨場での残土処分等の営巣期の工事を回避するよう検討を行うこと。また、工事の実施に当たっては、既存の知見及び専門家等の助言等を踏まえ、工事内容、工事時期及び工事期間に係る環境保全措置を講ずること。

エ 対象事業実施区域の周辺において、クマタカの営巣及び繁殖が確認されていることから、工事の実施時及び風力発電設備の稼働時におけるクマタカの繁殖状況及び行動状況に係る事後調査を適切に実施すること。

オ バードストライクに関する事後調査において、希少猛禽類等の重要な鳥類の衝突等重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付など鳥類からの視認性を高める措置や稼働制限等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

カ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の対応措置について、事故の確認及び報告、連絡体制、原因の解明、防止措置、死骸・傷病個体への対処等を定めて実施すること。

キ バードストライク及びバットストライクに関する事後調査については、死骸の見落としや他の動物による持ち去りなどによる過小評価を回避するため、専門家等からの意見や国が示す技術情報等を踏まえ、十分な頻度で実施する

こと。

（２）騒音等に係る環境影響

対象事業実施区域周辺には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う騒音等による生活環境への影響が懸念される。このため、騒音等の影響を考慮した風力発電設備の採用等の環境保全措置を講ずること。

また、適切に環境監視等を実施し、その結果、生活環境への影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の指導・助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

（３）人と自然との触れ合い活動の場について

対象事業実施区域及びその周辺に整備されている九州自然歩道「北大隈コース」及び「輝北うわば公園・キャンプ場」等と、工事の実施期間において工事用資材等の搬出入に伴う車両の主要な走行ルートが重複することから、これらの人と自然との触れ合い活動の場への利便性に影響が生ずるおそれがある。

このため、迂回路の設置の検討だけでなく、車両台数のピーク時台数を低減させる等の環境保全措置を講ずることにより、影響を回避又は極力低減すること。

また、本地域は全国有数の天体観測地点であり、対象事業実施区域には「輝北天球館」が存在する。このため、風力発電設備に係る航空障害灯の設置に当たっては、天体観測に係る専門家等へのヒアリング結果を踏まえつつ、関係行政機関等に対して可能な限り早期に協議等を行った上で、必要に応じて、風力発電設備の配置、航空障害灯の種類を選定、遮光板の利用等の適切な環境保全措置を講ずることにより、本地点における天体観測に対して配慮すること。

（４）水環境に対する影響

沈砂池から流出する濁水においては、近年の局所集中的な降雨の傾向を踏まえ、沈砂池から流出した濁水が側溝に流入し、河川に到達するおそれがあるため、追加で調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。